

Ⅲ 第2回中間評価の結果について

1 指標の評価

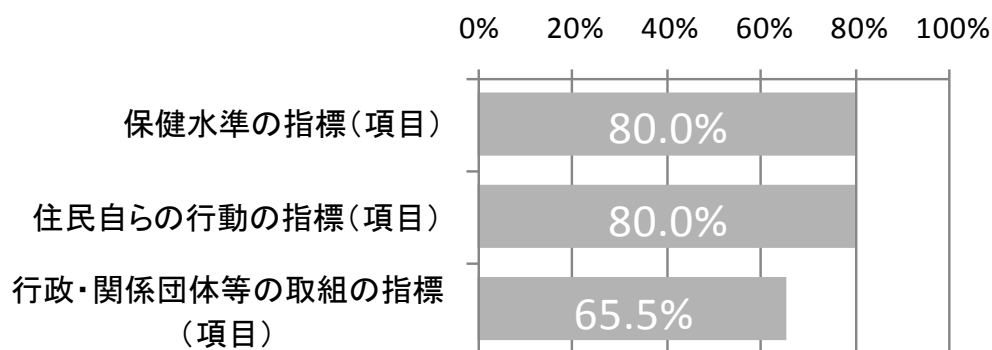
- 67の指標（72項目）のうち、直近値が得られた64の指標（69項目）について、先に述べた作業方法で分類を行ったところ、課題ごとの達成状況は以下のとおり（表1 指標の達成状況）。
- 第1回中間評価時の数値と直近値を比較して、良くなっている項目は70.8%（51項目）、悪くなっている項目は19.4%（14項目）、数値化されていない、調査方法が異なる等の理由により評価が困難な項目は5.6%（4項目）、調査未実施の項目は4.2%（3項目）となった。

表1 指標の達成状況

第1回中間評価時の数値との比較	直近値を策定時の現状値と比較	課題1	課題2	課題3	課題4	総計	
A 良くなっている項目	良くなっている	8	10	12	2	32	44.4%
	悪くなっている又は変わらない	0	0	2	1	3	4.2%
	第1回中間評価時に新たに定めた指標又は集計方法が異なるため比較困難	2	0	5	9	16	22.2%
B 悪くなっている又は変わらない項目	良くなっている	0	0	3	3	6	8.3%
	悪くなっている又は変わらない	1	1	2	1	5	6.9%
	第1回中間評価時に新たに定めた指標又は集計方法が異なるため比較困難	1	0	1	1	3	4.2%
C 評価が困難な項目		0	2	1	1	4	5.6%
D 調査未実施の項目		3	0	0	0	3	4.2%
総計		15	13	26	18	72	100.0%

- 第2回中間評価における保健水準の指標（項目）、住民自らの行動の指標（項目）、行政・関係団体等の取組の指標（項目）別に見た第1回中間評価時からの改善状況は以下のとおり（図1 保健水準の指標（項目）、住民自らの行動の指標（項目）、行政・関係団体等の取組の指標（項目）別の第1回中間評価時からの改善状況）。
- 直近値が得られた69項目について、第1回中間評価時の数値と直近値を比較して、保健水準の指標20項目中、良くなっているが16項目（80%）、住民自らの行動の指標20項目中、良くなっているが16項目（80%）、行政・関係団体等の取組の指標29項目中、良くなっているが19項目（65.5%）であった。

図1 保健水準の指標（項目）、住民自らの行動の指標（項目）、行政・関係団体等の取組の指標（項目）別の第1回中間評価時からの改善状況



2 各指標の分析

1) 課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

(1) 子どもの自殺について

- 第1回中間評価時の重点取組として設定されていた思春期の自殺「十代の自殺率（1-1）」は、10歳から14歳までの自殺率は、策定時の現状値から直近値までほぼ横ばいであるが、15歳から19歳までの自殺率は策定時から上昇し続けており、特に女子の自殺率の上昇が男子や他の年代と比べて大きい。
- 「スクールカウンセラーを配置している中学校（一定規模以上）の割合（1-12）」、「子どもの心の専門的な診療ができる医師がいる児童相談所の割合（4-15）」、「思春期外来（精神保健福祉センターの窓口を含む）の数（1-13）」は、策定時の現状値から着実に増加している。社団法人日本小児科医会が認定している、「親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の数（4-18）」は横ばいで推移している。
- 現在のところ正確な自殺の原因に関する統計があるわけではないものの、2009年（平成21年）5月に発表された「平成20年中における自殺の概要資料」（警察庁生活安全局生活安全企画課）においては、19歳以下の自殺（552名）の原因・動機としてはうつ病やうつ病以外の精神疾患等の「健康問題」が最も多く（165名）、次いで、進路に関する悩みや学業不振等の「学校問題」が多い（164名）。

- 子どもの自殺を防ぐために、10代後半の女子の自殺率の上昇を含めた要因分析や相談体制・支援体制の整備等を推進していく必要があり、思春期のうつ病等の精神疾患の早期発見や専門的に対応できる人材の確保、学校における心の健康づくり等が求められる。

(2) 人工妊娠中絶及び性感染症について

- 第1回中間評価時の重点取組として設定されていた思春期の性感染症罹患の防止に関して、「十代の人工妊娠中絶実施率(1-2)」は、策定時の現状値から直近値まで着実に減少している。また、「十代の性感染症罹患率(1-3)」も、「感染症発生動向調査」における定点当たりの報告件数で見ると第1回中間評価時から減少している。ただし、感染症発生動向調査の報告件数は、医療機関の受診件数であり、その評価については、受療行動の影響を受けるため留意が必要である。

- 「十代の人工妊娠中絶実施率(1-2)」及び「十代の性感染症罹患率(1-3)」の減少については、背景として、性交頻度の減少、経口避妊薬の承認の影響等が指摘されているが、必ずしも正確な分析はされておらず、さらなる詳細な要因分析が期待される。

- 「学校保健委員会を開催している学校の割合(1-10)」は、第1回中間評価時に新規に設定された指標であるが、直近値では着実に増加している。学校保健委員会は、地域と学校の思春期保健の連携の要であり、目標の達成に向けて引き続き取り組んで行く必要がある。「思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合(1-14)」は横ばいで推移しており、特に市町村レベルで取組が低調となっている可能性がある。

- 人工妊娠中絶の心身への影響や性感染症については、性に関する教育等によって正しい知識の普及等を図ることにより、両指標のより一層の減少が期待できることから、これらの取組を引き続き推進していくことが求められる。また、地域においては、思春期特有の医学的問題や性に関する悩みに対して、様々な分野の専門家が相談に応じる等の対策を実施しており、思春期の健康支援の一環として、引き続き、思春期の保健対策が求められる。

(3) 十代の喫煙及び飲酒について

- 「十代の喫煙率(1-7)」と「十代の飲酒率(1-8)」は策定時の現状値から

直近値まで着実に減少している。

- 「十代の喫煙率（1－7）」が、第1回中間評価時から直近値まで減少した背景には、たばこ事業法改正による平成16年のたばこの広告規制の強化、業界の自主的な取組である成人識別機能付自動販売機の導入等があると考えられる。目標を達成するために、たばこ税のあり方の検討、教育機関の敷地内完全禁煙や学校における喫煙防止教育の推進やすでに喫煙している子どものために禁煙治療外来（卒煙外来）の普及等が求められる。

- 「十代の飲酒率（1－8）」が、第1回中間評価時から直近値まで減少した背景には「未成年者飲酒防止に係る取組について」（警察庁、国税庁及び厚生労働省3省庁局長連名通知平成13年12月28日）による販売時の年齢確認の徹底、酒類自動販売機の適正な管理の徹底等の未成年者の飲酒防止に係る取組等が考えられる。目標を達成するために学校における飲酒防止教育の推進、未成年者の飲酒防止に向けた地域レベルの関係機関（税務署、警察署、保健所、教育委員会・学校、自治体等）における組織的な取組体制の確立とともに、青少年の心の問題の解決のための、保健所及び精神保健福祉センターにおける未成年者の飲酒に関する相談サービスの充実が求められる。また、未成年と成年が混在する大学等高等教育機関における飲酒の取り扱いについても厳密に対処していく必要がある。

（4）思春期やせ症（神経性食思（欲）不振症）について

- 「児童・生徒における肥満児の割合（1－5）」と「15歳の女性の思春期やせ症（神経性食思（欲）不振症）の発生頻度（1－4）」は、策定時の現状値から直近値まで減少しているが、指標1－4の参考値として収集している中学3年と高校3年の不健康やせの発生頻度は、策定時の現状値から直近値まで増加している。学校保健統計においても、ここ数年、痩身傾向児は増加しており、肥満対策と同様にやせ対策の充実が求められる状況になっている。

- 思春期のやせは、低出生体重児増加の要因の一つである妊娠前の母親のやせにつながることも指摘されていることから、思春期やせ症や不健康やせについて、引き続き、肥満対策と同様にやせ対策を推進していくことが求められる。

2) 課題2 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

（1）妊娠・出産に関する安全性について

- 「妊産婦死亡率（２－１）」は、策定時の現状値から直近値まで減少し続けている。目標の策定時の現状値からの「半減」の目標達成までわずかである。「妊娠１１週以下での妊娠の届出率（２－４）」、「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている就労している妊婦の割合（２－５）」、「周産期医療ネットワークの整備をしている都道府県数（２－６）」、「助産師数（２－８）」は増加し続けている。また、「正常分娩緊急時対応のためのガイドライン作成（２－７）」については目標を達成している。
- 第１回中間評価以降の重点取組として設定されていた産婦人科医師・助産師等の産科医療を担う人材の確保に関して、「産婦人科医師数（２－８）」は、策定時の現状値からは減少しているが、平成２０年の報告では平成１８年に比べ増加した。また、先に述べたとおり、「助産師数（２－８）」は増加傾向が続いている。
- 「産婦人科医師数（２－８）」の増加傾向との判断は今後の推移次第である。「助産師数（２－８）」は増加しており、厚生労働省の第６次看護職員需給見通しによれば、平成２２年の需要見通しと供給見通しの差はマイナス９００人となっている。しかし、関係学会・団体等が考えている必要な助産師数を満たしていない。
- 医師、助産師確保対策が効果を上げてきていると推測されるものの、短期間に不足を解消するだけの医師・助産師数の増加を見込めないことや地域偏在が存在することから、国民が安心して妊娠・出産に臨める医療環境の実現に向けて、引き続き産科医療を担う人材確保の取組を推進していく必要がある。特に産科医療に従事する産婦人科医師確保、医療機関内でのハイリスク分娩を担当する産科医等の処遇改善、地域偏在、助産師の施設偏在の是正、助産師業務に従事する助産師確保の取組及び質の向上に努める必要がある。

（２）妊娠・出産に関する快適さについて

- 「妊娠・出産について満足している者の割合（２－２）」は、策定時の現状値から直近値まで増加しているものの、第１回中間評価時から直近値までの増加幅は、策定時の現状値から第１回中間評価時までの数値と比べて小さくなっている。特に、「出産体験を助産師等と振り返ること」や、「産後１か月の助産師や保健師からの指導・ケアがあること」という項目で満足が得られていないという結果であった。
- 助産師や保健師による、産後のきめ細やかな関わりは、産後うつや虐待予防につながるとともに、育児への前向きな気持ちを高め、継続的な支援のスタートになるとの指摘があることから重要である。

(3) 不妊治療への支援について

○ 「不妊専門相談センターの整備（２－９）」、「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合（２－１０）」は、策定時の現状値から直近値まで増加し続けている。なお、不妊専門相談センターは既に全都道府県に整備されており目標を達成している。

○ 「不妊治療を受ける患者が、専門家によるカウンセリングが受けられる割合（２－１０）」の目標は「１００％」であり、目標を達成するために、例えば、不妊治療の経済的負担の軽減を図る特定不妊治療費助成事業の実施医療機関の指定要件に、いわゆる不妊カウンセラー^{※１}や不妊コーディネーター^{※２}の配置を加えることを検討する必要がある。

※１：心理学・社会学等に深い造詣を有し、臨床における心理カウンセリング又は遺伝カウンセリング等の経験を持ち、患者（夫婦）をカウンセリングの側面から支援できる技術を持つ者

※２：患者（夫婦）が納得して不妊治療を受けることができるように、不妊治療の説明補助、不妊治療の選択の補助、不妊の悩みや不妊治療後の妊娠・出産のケア等、患者（夫婦）を看護の側面から支援する者

3) 課題３ 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

(1) 小児保健医療水準について

○ 「周産期死亡率（３－１）」、「新生児死亡率乳児死亡率（３－３）」、「幼児（１～４歳）死亡率（３－５）」は、策定時の現状値から、直近値まで減少を続けている。また、「初期、二次、三次の小児救急医療体制が整備されている都道府県の割合（３－１８）」についても、特に二次、三次のレベルで策定時の現状値から直近値まで増加している。「６か月までにBCG接種を終了している者の割合（３－１６）」、「１歳６か月までに三種混合・麻しんの予防接種を終了している者の割合（３－１７）」についても増加している。しかし、「かかりつけの小児科医を持つ親の割合（３－１０）」、「休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合（３－１１）」は、策定時の現状値から第１回中間評価時の数値まで増加していたが、第１回中間評価時から直近値まで減少している。

○ 「幼児（１歳～４歳）死亡率（３－５）」は、国際比較ではOECDの加盟国（２７か国）のうち１７位（２００５年）であり、減少傾向にあるものの取組を強化していく必要がある。

○ 「かかりつけの小児科医を持つ親の割合（３－１０）」の目標を達成するために、

子どもが小児科医を受診するような疾患に罹患したことがないなど、それまでかかりつけの小児科医を持つ機会がなかった親は、個別健康診査や予防接種等の機会を通じてかかりつけの小児科医を持つことが望まれる。

- 「休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合（3-11）」の目標である「100%」の達成が困難な背景として、休日・夜間の小児救急医療機関が近くにない地域があること等の事情が考えられる。一方、小児救急電話相談事業（#8000）の利用やインターネットで医療機関を探索して受診することができることから、日常的に把握しておく必要性を感じていない場合が考えられる。今後は、子どもの救急時の相談窓口等について周知に努めるとともに、当該指標を評価する場合には、このような事情も加味する必要がある。
- 「6か月までに BCG 接種を終了している者の割合（3-16）」、「1歳6か月までに三種混合・麻しんの予防接種を終了している者の割合（3-17）」については、更に接種率を向上させるため、予防接種に関する普及啓発、予防接種を受けやすくする実施方法の工夫、市町村による未接種者の把握や個別の接種勧奨を行うこと等が求められる。なお、予防接種に関する調査結果は、乳幼児健診時の保護者からの聞き取りに基づくものであり、思い違い等の不正確な回答が含まれている可能性がある。三種混合・麻しんの予防接種の実施率及びBCG接種者数は自治体からの調査票提出に基づく統計報告が厚生労働省からも発表されていることから、今後は、このデータを基に評価を行っていくことが望ましい。

（2）乳幼児突然死症候群（SIDS）について

- 「乳児の SIDS 死亡率（3-4）」は、策定時の現状値から直近値まで着実に減少しており、策定時の現状値「出生10万対26.6」から「半減」の目標達成までわずかである。
- SIDS の発生率を高める3つのリスク要因（「うつぶせ寝」、「喫煙」、「人工乳での哺育」）に関する指標のうち、「乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合（3-15）」は、調査の方法が異なるものの、策定時の現状値から直近値まで減少しており、「妊娠中の喫煙率（3-8）」、「育児期間中の両親の自宅での喫煙率（3-8）」も第1回中間評価時から直近値まで減少している。
- 「乳児の SIDS 死亡率（3-4）」の減少の理由の一つに、平成11年度から開始された乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間を定めての SIDS のリスク要因に

関する普及啓発等の活動があると考えられる。この取組を継続していくとともに、育児期間中の父親の喫煙率は減少傾向にあるものの、依然として高いことから、育児期間中の父親の自宅での喫煙を防ぐ取組が求められる。

(3) 子どもの事故について

- 「不慮の事故死亡率（3-6）」、「事故防止対策を実施している家庭の割合（3-12）」、「乳幼児のいる家庭で風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合（3-13）」は、策定時の現状値から直近値まで改善傾向が続いている。
- 「不慮の事故死亡率（3-6）」の減少には、第1回中間評価の重点取組として設定されていた子どもの事故防止をはじめとする安全な子育て環境の確保の取組が寄与している可能性がある。また、子どもの周りにある製品の安全性の向上や、飲酒運転の厳罰化等の法整備による交通安全の向上等の影響も考えられる。
- 「事故防止対策を実施している市町村の割合（3-19）」は、調査時の策定時の現状値から第1回中間評価時まで増加していたが、第1回中間評価時から直近値まで減少しており、市町村の乳幼児健診時における事故防止の取組が停滞している可能性がある。
- 子どもの事故による死亡率は、子ども（1歳以上）の死亡原因の第1位であることから、引き続き、子どもの安心・安全な地域づくりに向けた環境整備が必要である。製品の安全性確保、事故防止と事故の際の傷害軽減の取組や傷害が生じた際に速やかに対応できる救急医療体制の整備に加え、再度、市町村に対して、乳幼児健診時の事故防止の取組の重要性について普及啓発することや、子どもの行動や親の意識の変化等の研究や幅広い関係者との協働による支援が期待される。

(4) 病児支援について

- 「院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合（3-21）」、「慢性疾患児等の在宅医療の支援体制が整備されている市町村の割合（3-22）」は、策定時の現状値から第1回中間評価にかけて減少し、直近値にかけては、ほぼ横ばいで推移しており、慢性疾患児を支える環境は必ずしも改善していないと推測される。
- 慢性疾患児の支援に応じて、医療・福祉施設サービスと在宅医療の充実を図るこ

とにより、個々の児の状況によって、適切な選択を行うことができるような環境を整備することが望ましい。

(5) 低出生体重児について

- 「全出生数中の極低出生体重児の割合（3-2）」は、第1回中間評価時から横ばいであるものの、「全出生数中の低出生体重児の割合（3-2）」は、策定時の現状値から直近値まで増加を続けている。「妊娠中の喫煙率（3-8）」、「育児期間中の両親の自宅での喫煙率（3-8）」は、第1回中間評価時から直近値まで減少している。
- 低出生体重児増加の要因として、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されており、「全出生数中の低出生体重児の割合（3-2）」を減少傾向に導くため、これらの因子の軽減に向けて取り組む必要がある。

4) 課題4 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

(1) 子どもの虐待について

- 第1回中間評価時の重点取組として設定されていた子どもの虐待防止対策の取組の強化については、関係する指標のほとんどが、改善を示していない。「法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児数（4-2）」の数値として使用している児童相談所での相談対応件数は、策定時の現状値から直近値まで増加している。「虐待による死亡数（4-1）」は、策定時の現状値から直近値までほぼ横ばい、「子育てに自信が持てない母親の割合（4-3）」は第1回中間評価時と直近値を比べてわずかに減少となっている。
- 「法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児数（4-2）」の増加は、児童虐待防止法等の改正により虐待の定義が拡大されたことや虐待に対する認識の向上の結果もあるが、虐待そのものの増加とも考えられる。
- 子どもの虐待の予防、早期発見のために保健分野と児童福祉分野の連携は重要であり、2009年（平成21年）4月に児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、市町村が中心となり保健・医療・福祉・警察等地域の関係機関で構成される「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の設置を進め、相談・支援体制の充実が図られており、関係機関の調整や情報共有を行っている。

る。また、市町村の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等も児童福祉法に位置付けて推進しているが、虐待に関する指標は改善しておらず、今後も、より一層、母子保健分野と児童福祉分野の連携の強化を推進する必要がある。

（２）育児及び乳幼児健診について

- 育児及び健診に関する一部の指標の値は、第１回中間評価時から、３か月児、１歳６か月児又は３歳児健診の時の調査に基づくものとなっており、策定時の現状値と第１回中間評価時又は直近値と比較することができない。第１回中間評価時から直近値にかけて、「子育てに自信が持てない母親の割合（４－３）」、「育児に参加する父親の割合（４－７）」、「子どもと一緒に遊ぶ父親の割合（４－８）」、「乳幼児の健康診査に満足している者の割合（４－１１）」は改善しており、「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（４－５）」、「育児について相談相手のいる母親の割合（４－６）」は１歳６か月児と３歳児で悪化している。また、「育児支援に重点をおいた乳幼児健康診査を行っている自治体の割合（４－１２）」は策定時の現状値から直近値まで改善を続けており、「乳児健診未受診児など生後４か月までに全乳児の状況把握に取り組んでいる市町村の割合（４－１３）」も第１回中間評価時と比べて直近値では改善している。「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（４－５）」は、母親が就労している場合の方が、就労していない場合と比べて低くなっており、また、父親の育児参加の項目との関連を認めることから、働く母親に対する一層の支援と父親が育児により参加しやすい環境作りが求められる。

- 例えば、「育児について相談相手のいる母親の割合（４－６）」を改善するために、母親がどのような事項についてどのような相手に相談し、どのような方法による回答を求めているのか等、育児や乳幼児健診に関して、きめ細かく実情を把握することが求められる。また、乳幼児を保護し、育てる専門的知識や技術を持つ保育士の活用やNPO、ボランティアの子育て支援に関する取組の活用を通して、同じような経験を持つ母親が集い、育児についての喜びや悩みを共有する等して不安を解消する取組の活用やこれらの組織との連携についての検討が望まれる。

（３）子どもの心の診療医について

- 関係機関や団体の研修等の取組が始まり、「親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の数（４－１８）」は、策定時の現状値から増加している。また、第１回中間評価時に設定された指標である「子どもの心の専門的な診療ができる医師が

いる児童相談所の割合（４－１５）」は、非常勤医師がいる児童相談所も含めると直近値では増加している。

- 親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の確保については成果が挙げられているが、より質の高い小児科医を多く確保するためには、これまでの教室形式の研修会に加え、子どもの心の診療について指導できる医師のもとで研修ができる体制を整備する必要がある。また、今後は、親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医や精神科医と専門医療機関との紹介体制の確立等について、有識者の議論の結果を踏まえ、さらに推進していく必要がある。

（４）食育について

- ２００５年（平成１７年）７月、食育を総合的、計画的に推進することを目的とする食育基本法が施行されたことを踏まえ、第１回中間評価時に食育に関する指標が新たに設定された。第１回中間評価後の重点取組の一つとしても設定されていた食育の推進に関する指標である「食育の取組を推進している地方公共団体の割合（１－１５、４－１４）」は、第１回中間評価時と比べて増加している。
- 食育の推進は、第１回の中間評価後の重点取組であることを踏まえ、妊娠・産褥期や授乳期における望ましい食生活の実現に向け、「妊産婦のための食生活指針」を作成し、「妊産婦のための食事バランスガイド」を示した。また、乳幼児の発達段階に応じた授乳や離乳についての適切な支援が推進されるよう「授乳・離乳の支援ガイド」を作成し、これらによる普及啓発を進めている。
- 食育で取り組むべき課題は、児童・生徒の肥満や思春期やせの予防等の思春期保健対策の観点、妊娠中の適切な体重管理等の母子の健康確保の観点、母乳育児の推進や家族揃って食事を楽しむゆとりのある生活の実現等の子育て支援の観点と多岐にわたることから、地域においては、保健センター、保育所、学校、ＮＰＯ等関係機関の連携によって、取り組む課題の明確化・共有化を図り、その課題解決に向けて、それぞれの機関の特徴を活かした食育の推進に引き続き取り組んでいくことが求められる。

（５）母乳育児について

- 「出産後１か月時の母乳育児の割合（２－１２、４－９）」については、策定時の現状値、第１回中間評価時及び直近値がそれぞれ異なる調査に基づくものであるが、

ほぼ横ばいとなっている。母乳率の結果の分布にはばらつきが見られ、関係者が熱心に母乳育児に取り組んでいる自治体と取り組んでいない自治体で差が生じているのではないかとの指摘がある。

- 母乳育児は栄養面のみならず、母子の愛着形成等の精神面にも良い影響を及ぼすと言われていることを再認識し、妊娠中からの啓発や出産直後の支援等、具体的な数値目標を定めた上で、関係者が連携し、支援が継続して行われるような取組の推進が望まれる。

3 「健やか親子21」関係者の目標達成に向けた取組状況の評価

1) 協議会の取組状況について

- 協議会に参加している85団体を対象に「健やか親子21」に関する活動の状況について、アンケート調査を行い、63団体(74.1%)から回答を得た。なお、今回のアンケート調査の内容は、第1回中間評価時の調査内容に自由記載欄を加えたものである。

(1) 取組のプロセスについて

- 担当者を決め、各団体の年次計画の中に「健やか親子21」関連の事業を盛り込んだ団体は8割を超えたものの、アウトカム指標(成果)とアウトプット指標(事業量)の目標値を設定した団体は3割を下回った。また、団体のホームページ等への取組の公表と健やか親子21公式ホームページへの情報提供、定期的な取組の評価と他機関や団体との連携は低調であった(図2、図3)。

図2 プロセスチェックリスト（2択）の結果（n=63）

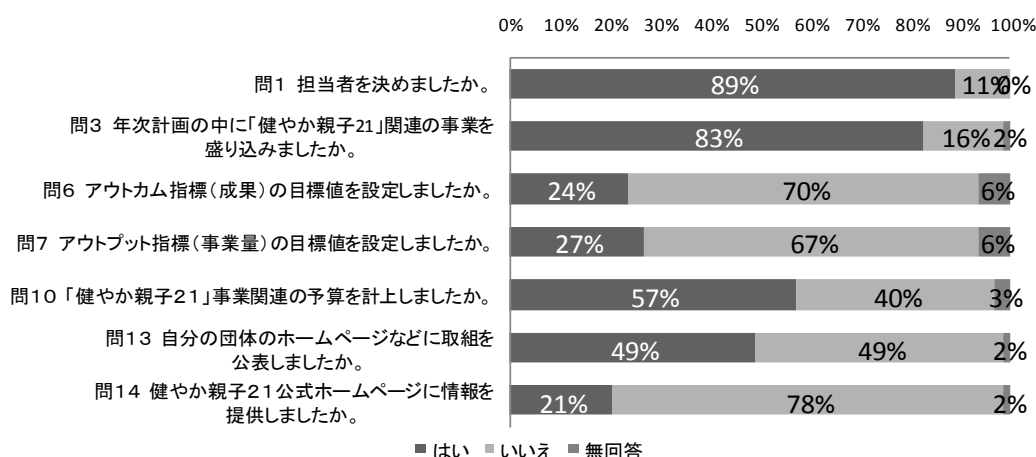
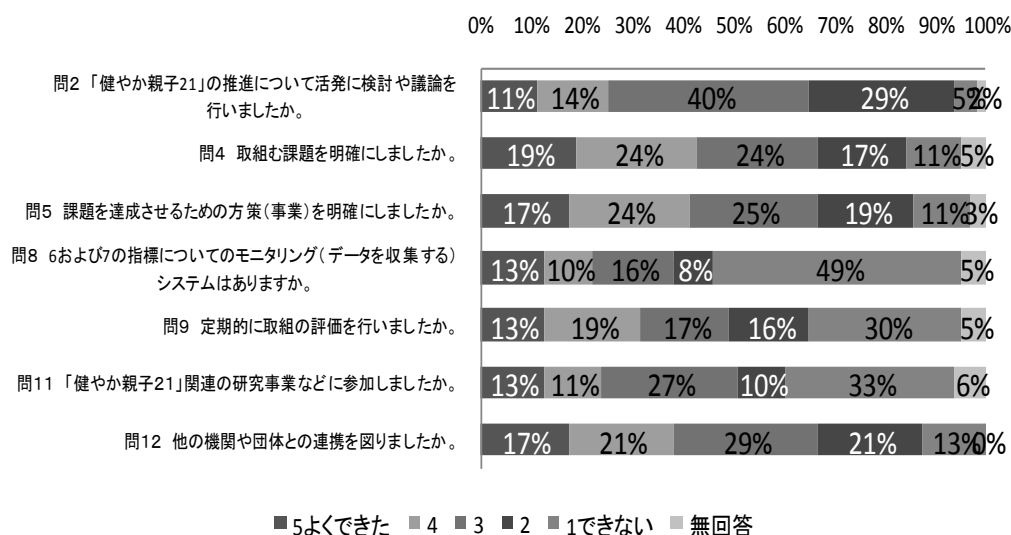


図3 プロセスチェックリスト（5択）の結果（n=63）



○ これらの結果は、事業に積極的に取り組んでいるが、その評価や連携が必ずしも十分に行われているとは言えず、また、情報の発信も活発には行われていない可能性があることを示唆している。事業の評価が行われていないことが多い背景としては、目標は定めているものの、いつまでという期限が必ずしも明確にされていないことが考えられ、目標値を設定する場合には、必ず期限を設定し、評価を行うようにしておく必要がある。

(2) 事業実績について

- 第1回中間評価と同様に、団体が主催して行った「健やか親子21」に関する事業実績と、他団体と連携（共催）して行った事業実績をそれぞれ調査した（表2）。

表2 健やか親子推進協議会の事業実績

	主催事業			連携事業		
	第1回中間評価時 (平成17年)	直近値 (平成21年)		第1回中間評価時 (平成17年)	直近値 (平成21年)	
1. リーフレット、パンフレット類の配布数	15,948,476	24,760,222	部	10	5	種類
2. 相談事業(電話相談など)の延べ件数	297,113	239,305	件	3	1	種類
3. 大会などのイベントの種類	64	39	種類	24	6	種類
4. 研修会・講習会の種類	112	105	種類	55	24	種類
5. 委員会・協議会などを持っているとした団体数	23	35	団体	8	4	件
6. 学会・研究会・発表会などの種類	96	32	種類	17	2	種類
7. 調査研究事業						
○ 平成20年厚生労働科学研究費補助金(特別研究事業)「助産師と産科医の協働の推進に関する研究」						
○ 平成20年子ども未来財団「妊娠・出産の安全性と快適性確保に関する調査研究」において、授乳・離乳の支援ガイドの周知状況、母乳育児実態所調査、出産直後の母子接触のあり方に関する調査						
○ 平成20年「小児保健活動への取組調査、小児救急の地域における役割、季節性インフルエンザ対策と新型インフルエンザ対策調査」 他148件						
8. ガイドライン、手引き、マニュアル等の作成						
○ 平成20年『特別支援学校において医療的ケアを実施する看護師のためのガイドライン』						
○ 小冊子「保育園における健やか親子21の実践」 改訂版 2008 他30件						
9. 提言や要望書の提出等健康政策への関与						
○ 新型インフルエンザ(H1N1 2009)に関連して インフルエンザ脳症に関する要望書(平成21年8月17日) 他36件						

(3) インタビュー調査について

- 取組状況の把握と今後5年間の目標を効果的に設定するために、6団体に対してインタビュー調査を実施した。その中の具体的な目標を提示した団体の例を示す。

- ・日本小児科医会
 - 「こどもの心」相談医1500名（2014年値）
 - 第2期MRワクチン接種率95%（2014年値）
- ・日本助産師会
 - 助産師による思春期指導のさらなる拡大と評価の実施。
 - 新生児訪問、産後ケア等、助産師による産後支援の拡大を図る。
 - 成人女性への性の健康講座、婚前講座の開催等、助産師による産前支援の拡大を図る。
 - 子育て、孫育て講座の開催、相談事業等、助産師による子育て支援の拡大を図る。

2) 地方公共団体の取組状況について

- 地方公共団体を対象に「健やか親子21」の取組状況についてアンケート調査を行った。回収数(率)は、47都道府県(100%)、85政令市・特別区(95.5%)、1705市町村(96.1%)であった。(参考資料3)

- 「健やか親子21」計画単独又は、他の計画の一部として中間評価を実施した都道府県や政令市・特別区は7割を超えていたが、市町村では5割程度にとどまっていた。

- 「健やか親子21」の推進状況やその課題について、住民や関係者と協議を行っている都道府県や政令市・特別区は7割を超えていたが、市町村では5割程度にとどまっていた。

- 都道府県、政令市・特別区、市町村において、「健やか親子21」の推進の担当者が、次世代育成支援行動計画の策定に携わったり、意見をしている割合は高く、「健やか親子21」と次世代育成支援行動計画は連携して取組が進められていることが示唆された。

- 「健やか親子21」や「子ども・子育て応援プラン」に盛り込まれた個別の施策で、都道府県、政令市・特別区、市町村において、2009年度(平成21年度)に、8割以上取り組んでいるとした項目は、以下のとおり。
 - ・ 都道府県
 - 人工妊娠中絶、性感染症、薬物乱用問題に関する取組の推進
 - 産科医師の確保・育成
 - 助産師の確保・育成 他6件
 - ・ 政令市・特別区
 - 人工妊娠中絶、性感染症、薬物乱用問題に関する取組の推進
 - 満足できる「いいお産」について妊婦・パートナーが学習できる母親学級の見直し
 - 妊娠期から産後までの継続した支援体制の整備 他8件
 - ・ 市町村
 - 生後4ヶ月に達するまでに新生児訪問や乳児健診のいずれにも接触のなかった全乳児の状況把握
 - 育児支援に重点をおいた乳幼児健康診査の実施
 - 子どもの生活習慣の改善についての幼児健康診査の機会を通じた取組

○ 一方、取組が3割以下であった項目は以下のとおり。ただし、業務が一般的に当該地方公共団体のものとは考えられないものは除く。

- ・ 都道府県
 - 授乳室の設置等授乳しやすい環境づくりの促進
- ・ 市町村
 - 満足できる「いいお産」について医療機関等と連携した取組
 - 医療機関等の関係機関・団体と連携した取組の推進
 - 休日健診の推進等の乳児健康診査受診率の向上
 - 子どもの生活習慣の改善についての学校における定期健康診断の機会を通じた取組

3) 国の取組状況について

○ 国の総合的な推進に関する取組としては、「健やか親子21」全国大会の開催（年1回）、「健やか親子21」公式ホームページの活用等による普及啓発を行っている。また、これ以外にも、健やか親子21の趣旨に合致した取組を実施している。（参考資料4）